

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

不利益処分の内容	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城の使用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第13条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がハートランド城の管理上必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	